

第三者保証報告



独立した第三者保証報告書

2015年7月2日

コスモ石油株式会社
代表取締役社長 森川 桂造 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番5号

代表取締役 

当社は、コスモ石油株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成しコーポレートレポート2015(以下、「コーポレートレポート」という。)に記載されている2014年4月1日から2015年3月31日までの対象とした④マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

環境省の環境報告ガイドライン2012年版及びGlobal Reporting Initiativeのサステナビリティ・レポートガイドライン(G4)等を参考にして会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。コーポレートレポートに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)、ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」(2012年6月)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2012年12月改訂)に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてコーポレートレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- コーポレートレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定したコスモ石油株式会社における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、コーポレートレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上

第三者保証業務を終えて

コスモ石油グループは、2015年10月から、資源開発事業、供給事業、販売事業の3つの事業会社を中心とした持株会社体制に移行されます。本レポートでは、それを先取りし、石油資源開発事業、供給事業、販売事業、再生可能エネルギー事業のそれぞれの中核事業の取り組みが紹介されており、コスモ石油グループの全体像がわかりやすく説明されていると考えます。再生可能エネルギー事業に関しては、風力発電と太陽光発電による発電量とそれによるCO₂削減量が示されており、再生可能エネルギー事業が社会に与えるポジティブなインパクトの規模が定量的に示されています。

現在、コーポレートレポートは、第5次連結中期経営計画にもとづくCSR活動方針(2013年度から2017年度)の

「重点項目」に沿って構成されており、理解しやすいと考えますが、そこで掲げられている課題に対応することがどうしてコスモ石油グループにとって重要であるかということについてもう一段詳しい説明があったほうが、さらにわかりやすいレポートになるのではないかと考えます。その意味で、重要課題(マテリアリティ)の見直しを、次期のCSR活動方針の策定の前のどこかの段階で行われてはどうかと考えます。

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
赤坂 真一郎

